

関係所属長 殿

高交規発第247号

平成14年7月10日

本 部 長

行政書士法の一部を改正する法律の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について (通達)

行政書士法の一部を改正する法律(平成13年法律第77号。以下「改正法」という。)は平成13年6月27日に公布され、本年7月1日から施行されることとなった(別添参照)。

この度の法律改正の内容及び運用上の留意事項は次のとおりであるので、特に行政書士の関与の機会の多い自動車保管場所証明申請書等の取扱いについて遺憾のないように関係職員に対し指導教養を徹底されたい。

なお、以下この通達において「法」とは改正法による改正後の行政書士法(昭和26年法律第4号)をいうものとする。

記

1 改正の内容

(1) 改正の趣旨

この度の行政書士法の改正は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への的確な対応を図るため、目的規定を整備し、行政書士が作成することができる書類に係る官公署への提出手続を代理すること及び行政書士が作成することができる契約その他の書類を代理人として作成すること等の業務を行政書士の業務として明確化するとともに、日本行政書士会連合会が行政書士の登録をしたときに行政書士証票を交付することとしたものである。

(2) 主な改正内容

ア 法第1条の3第1号

改正法による改正前の行政書士法第1条の3においては、官公署に提出する書類の提出手続の代行及び当該書類の作成に関する相談について規定されていたが、このうち書類の提出手続の代行に関しては、許認可申請や届出の書類を依頼人に代わって官公署に提出する際に、窓口において書類の不備等があった場合、あくまで提出手続を代わって行う「使者」としての行政書士は、依頼人の意思を確認しなければ訂正をすることができないものとされてきた。

この度の法改正により、行政書士がその作成する書類の官公署への提出手続について代理することができることが明確化され、法第1条の3第1号の規定により、行政書士は許認可申請、届出等の手続について代理する場合には、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことができることとなった。

イ 法第1条の3第2号

法第1条の3第2号の規定により、行政書士が代理人として契約その他に関する

る書類を作成することができることが明確化された。ここにいう「代理人として」とは、契約等についての代理人としての意味であり、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものと解されている。また、この規定により、行政書士は、契約書その他に関する書類に代理人として署名し、契約文言の修正等を行うことができることとなった。

2 法の運用に関する留意事項

(1) 委任状の取扱いについて

この度の法改正に伴い、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に定める自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「申請書等」という。）については、行政書士が代理人として作成又は提出する機会が増加するものと予想されることである。

代理人の作成又は提出に係る申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合には、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認する必要があることから、当該申請書等の受理に際しては、原則として委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）を添付させること。

なお、代理権の授与には必ずしも委任状が必要とはされていないことから、代理人が委任状を所持していない場合もあり得るが、自動車の保管場所証明等に係る事務を適正に遂行するためには、委任状等により代理権に係る確認を行うことが妥当であるため、委任状等の添付について指導を行うこと。

(2) 本人の押印のない申請書等について

本人の記名はあるが押印がない申請書等については、これに代理人たる行政書士の記名押印があり、かつ、当該行政書士が当該申請書等の作成に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを有効な申請書等として取り扱うこと。

(3) 申請書等の記載事項の訂正について

代理人たる行政書士による申請書等の記載事項の訂正については、当該行政書士が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを認めること。この場合、原則として委任状等を提出させること。ただし、既に委任状等が提出されている場合であって、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

(4) 申請書等の様式について

代理人たる行政書士による申請書等への記名押印に際し、申請書等の様式の変更について要望を受けた場合は、これには応じないこと。ただし、申請者等の住所、氏名等の記載欄に代理人として記名押印するために、当該欄の幅等を変更することなく、申請者等の住所、氏名等の記載位置を欄内で移動させ、又はその文字を縮小させることは、差し支えない。

(5) 復代理について

行政書士に関することを所掌する総務省自治行政局行政課は、行政書士が、行政

書士としての立場で本人から代理権を授与された業務について、復代理人を選任して本人のための代理行為を行わせることは、行政書士としての業務を他人に行わせることを禁止した行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第4条の規定に抵触するとの解釈を示しているところである。

このため、復代理人による申請書等を受理する際には、行政書士による復代理に該当しないことを確認すること。

なお、行政書士が、行政書士としての立場ではなく私人としての立場で代理権を授与された業務について復代理を行うことは、同条に抵触しないと解されているので留意すること。

3 その他

- (1) 上記の留意事項については、警察本部交通規制課から高知県行政書士会に対して指導を行っている。
- (2) 行政書士等から改正法の施行に伴う申請書等の取扱いについて要望、苦情等を受理した場合には、交通規制課まで速報すること。